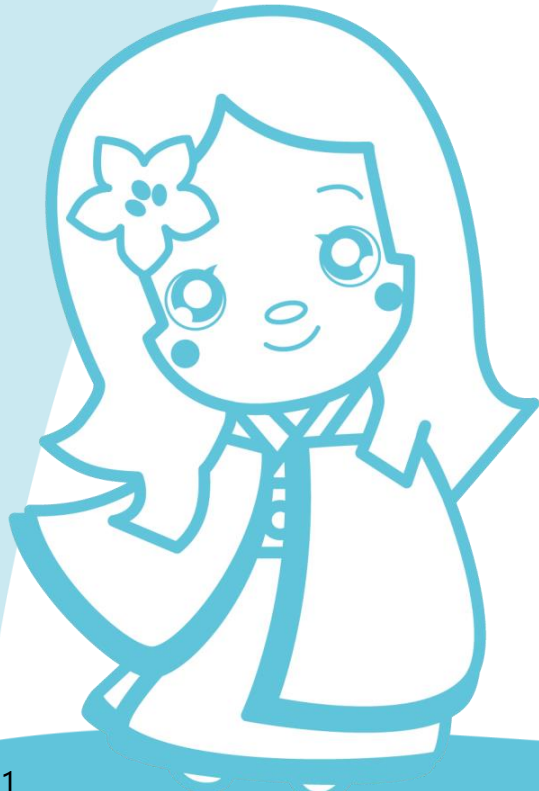




東浦町

東浦町の部活動及び新たな地域クラブ活動の 在り方等に関する方針について

東浦町教育委員会スポーツ課





背景(国)

令和4年12月

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】



- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※Ⅰは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

Ⅰ 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・部活動指導員や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・困窮家庭への支援

Ⅲ 学校部活動の地域連携や

地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
- ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

Ⅳ 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
- ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）



背景（国）

少子化への対応

- ・ 公立中学校の生徒数

1986年（589万人） → 2022年（296万人）

※ほぼ半数

▼出生率の低下で、今後も年々減少していく予想

教員の働き方改革

- ・ 教員の善意と時間外勤務での指導で支えられている部活動
- ・ 上限設定される教員の時間外勤務時間

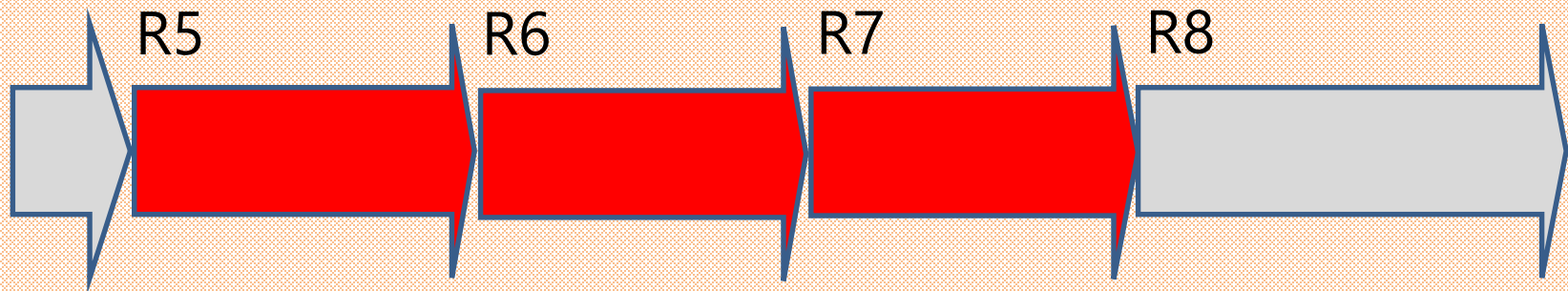
▲本来の職務である学校教育の質を向上を目指す



背景 (国)

改革推進期間

進捗状況を検証し、さらに改革を推進



令和5年度から令和7年度末までの3年間を改革推進期間として、**休日の部活動の地域連携・地域移行**に取り組みつつ、**地域の実情に応じて可能な限り早期の実現**を目指す。



東浦町の現状

少子化の実態

新たな地域クラブ活動
の構築が**急務！！**

- ・ 町内中学校生徒数

令和5年度（1,442人） → 令和16年度（1,170人）

▼約270人程度減少傾向（18.7%）



- ◆昨年度も複数の部活動が廃部となる
- ◆単独での活動が困難な部活動が存在している



新たな地域クラブ活動構築への思い

- ◆学区に関わらず、やりたいことにふれられる機会をつくる！
- ◆気軽な活動など、ニーズに合わせた形を選択できるようにする！
- ◆誰もが無理せず維持できる、持続可能なスポーツ・文化活動環境をつくる！



方針の実現に向けた 東浦町の具体的な取組



学校部活動の原則（R5～）

○令和5年度8月（夏の大会、コンクール）
までの活動



従来通り



学校部活動の原則（R5～）

○令和5年度9月(新チーム)からの活動

- ① 平日の活動は従来通り、**休日の練習**は行わない。
- ② 休日の大会等へは、**学校部活動として参加**する。
→大会等への引率も、従来通り
※参加する大会等については、知多・県以上の
連盟や協会の大会等とする
※原則、大会1週間前の休日に行う練習試合
（校内練習試合）は可



休日の活動の機会について

令和5年9月～ 休日の部活動（練習）は行わない。

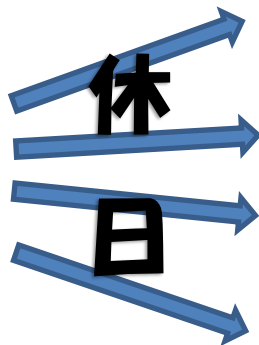


準備が整ったところから…

→ 「ひがしうら地域クラブ」を立ち上げる

※「ひがしうら地域クラブ」以外の選択肢もあり、参加する・しないは自由

生徒
平日 学校で部活動



教育委員会が運営する「ひがしうら地域クラブ」での活動

地域のクラブチームや文化芸術団体等での活動

スポーツ・文化協会等が主催する練習会や大会等

趣味や勉強、休養



「ひがしうら地域クラブ」とは

(1) 方針について

○クラブ活動ごとに「活動に親しむ」チームと「技能の向上を目指す」チームの2種類の設立を目指す。

⇒令和5年度立ち上げ時は、「活動に親しむ」チームから立ち上げる

○参加希望者は、登録申込をして参加する。

※参加者は、平日の部活動と同じ種目に参加してもよいし、違う種目に参加してもよい

○従来の部活動にない活動も立ち上げていく方針。



「ひがしうら地域クラブ」とは

(2) 活動場所、活動日時について

○活動場所

(原則) 町内3中学校の施設を利用して活動
※立ち上げ時は、1クラブ1活動場所から

○活動日時

- ・週1回、年間40回程度
- ・土日祝の午前、午後いずれかで3時間程度
を想定



「ひがしうら地域クラブ」とは

(3) 指導者について

○町が指導者を募り、登録管理をする。

⇒指導者登録は団体ではなく、**個人で登録**

⇒**地域の指導者**

⇒兼職・兼業申請を自分で行った**教員**

○指導者には、町で開催する指導者養成講習会の受講を義務付ける。



「ひがしうら地域クラブ」とは

(4) 費用について

○会費：月額500円（R5は7カ月のため、3,500円）

※基本的には一括払いだが、試しに9月分の500円のみ支払って参加し、継続する場合9月中に残りの3,000円を払うこともできる。

○その他：活動の用具は、原則個人持ち

※個人持ちが難しいものは、活動する中学校の用具を借用



「ひがしうら地域クラブ」とは

(5) 保険について

○従来の部活動 ⇒ 災害共済給付制度



○ひがしうら地域クラブ

※学校の管理下ではないため、適応されない

◆ (町契約) ふれあい保険を適応

※参加者の実費負担なし



「ひがしうら地域クラブ」とは

(5) 保険について

保険名		災害共済給付制度	ふれあい保険
保険料（年額）		920円/人	無料（町負担）
適応範囲		学校管理下	町内に活動拠点をおく 社会活動中の事故
傷害保険	死亡	3000万円（通学1500万円）	300万円
	障害	負傷、障害	4000万円（程度の等級による）
	疾病	食中毒 熱中症 など	医療保険の療養に要する費用の4/10
	負傷	けが	医療保険の療養に要する費用の4/10
	手術	なし	なし
損害賠償	対人	なし	5億
	対物	なし	5億



「ひがしうら地域クラブ」とは

(5) 保険について

※「ふれあい保険」の補償内容をご確認いただき、別途保険が必要だと思われる場合は、個々で加入してください。

学校費与端末破損対応
愛知県自転車条例対応
愛知県小中学校PTA連絡協議会
小中学生総合保障制度
2023年度
提出用封筒

申込締切日 4月14日(金)

学校名 愛知県 東浦 小中学校
生徒氏名 石浜西 小学校
申込締切日 4月14日(金)

※申込期間中に提出用封筒を提出してください。
※申込期間中に提出用封筒を提出してください。
※申込期間中に提出用封筒を提出してください。



「ひがしうら地域クラブ」とは

(6) 登録・活動日までの流れ（イメージ）

①各学校配付の案内から申込む（7月頃予定）

- ※「あいち電子・届出システム」（インターネット）から申込む
- ※メディアス体育館ひがしうら窓口で参加費を支払う



②会員証の発行・送付



③活動日時・持ち物等の確認

- ※申込案内（会員証）記載のQRから町HPで確認



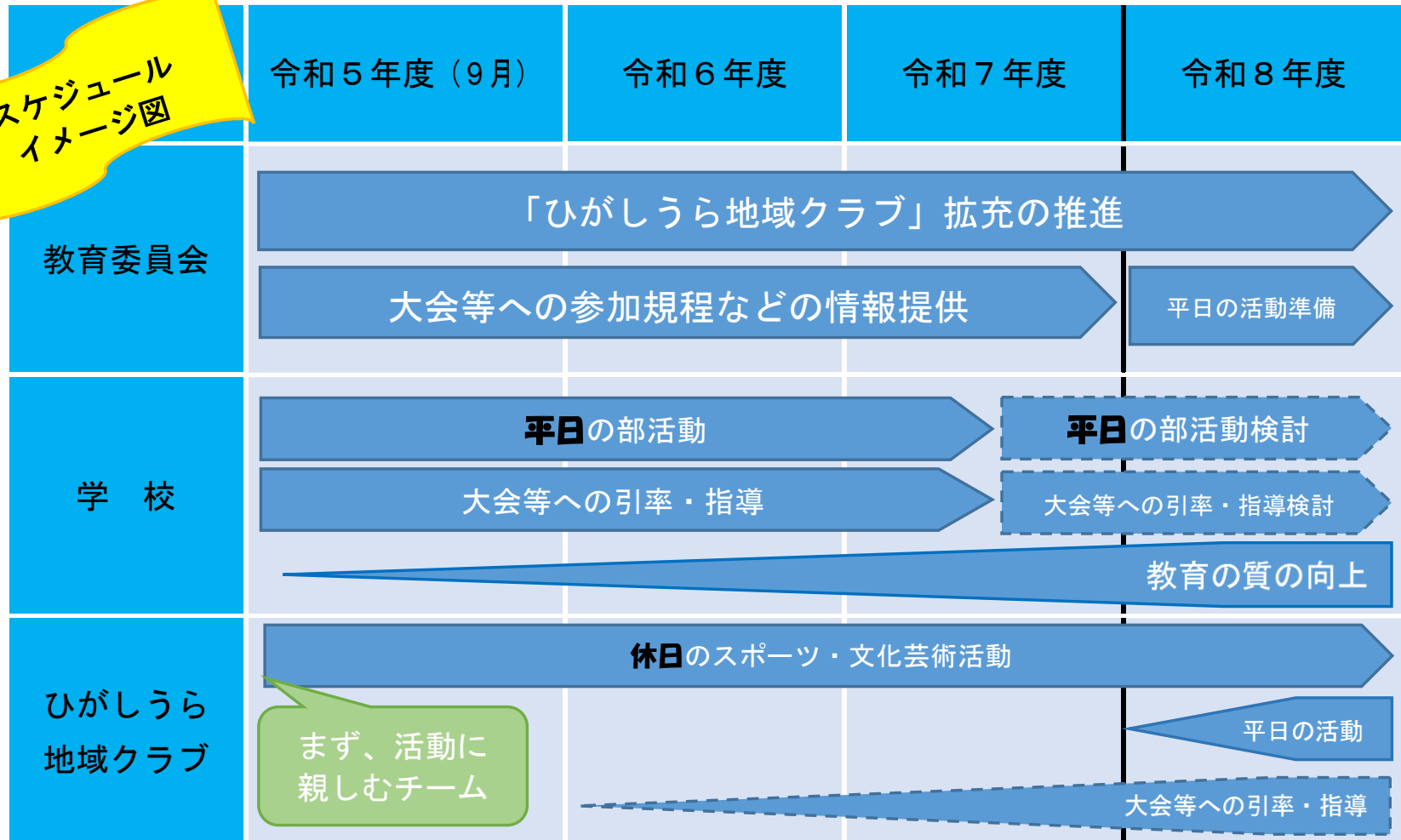
④各活動場所での活動（会員証の提示が必要）

- ※出欠連絡不要
- ※活動開始1時間後に参加者がいない場合は中止



スケジュールイメージ図

スケジュール
イメージ図



※点線部分は、不確定事項



「ひがしうら地域クラブ」とは

(7) 現在、立ち上げ検討中のクラブについて (仮)

※指導者の確保、活動場所の確保、運営費等の確保、希望生徒の確保が整うことが条件

※下記は、現時点で指導者が一定数集まっているもの

- ① ハンドボールクラブ
- ② バスケットボールクラブ
- ③ サッカークラブ
- ④ 柔道クラブ
- ⑤ 剣道クラブ

◆ 9月に立ち上げるクラブ：町HPや募集案内等でお知らせ



「ひがしうら地域クラブ」とは

(8) 活動予定場所について (仮)

クラブ名	活動場所
ハンドボールクラブ	東浦中学校(体育館)
バスケットボールクラブ	東浦(西部)中学校(体育館)
サッカークラブ	東浦中学校(グラウンド)
柔道クラブ	北部中学校(武道場)
剣道クラブ	東浦中学校(飛翔館)

◆ 9月に立ち上げるクラブ：町HPや募集案内等でお知らせ



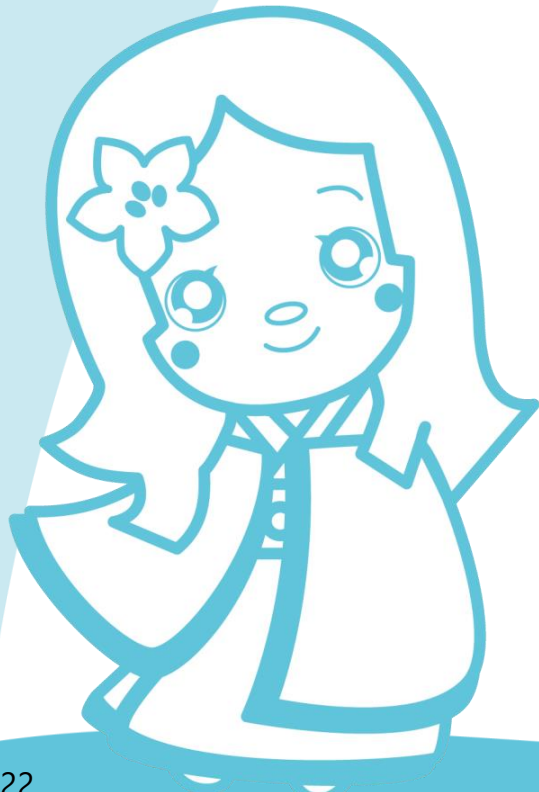
愛知県公式「する」スポーツ情報サイト aispo!Do!

登録クラブ募集中!



愛知県の **施設** **チーム** **イベント** 情報を集約する

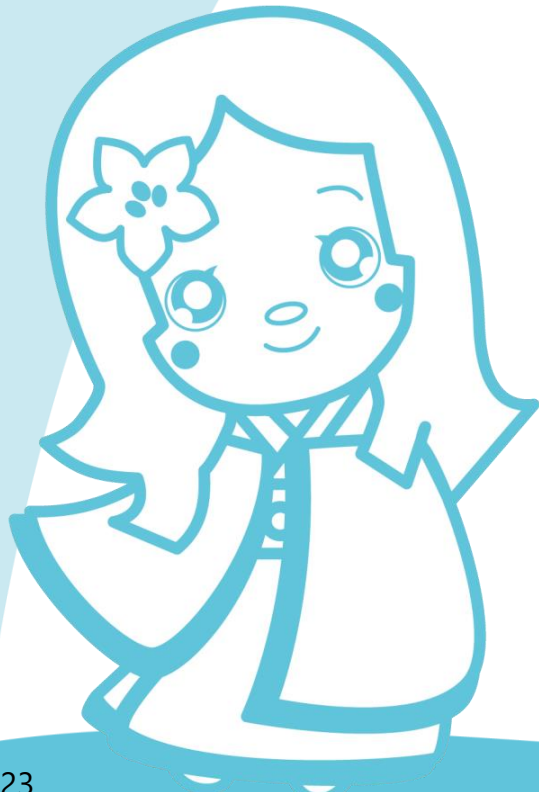
aispo!Do! であなたのスポーツ活動を宣伝してください。





東浦町

東浦町の部活動及び新たな
地域クラブ活動環境構築に
向けて、ご理解とご協力を
よろしくお願いいたします





東浦町

ご清聴ありがとうございました

